

香川県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年7月14日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

香川県公安委員会規則第12号

香川県警察組織規則の一部を改正する規則

香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(総務課) 第8条 略 (1)～(11) 略 <u>(12) 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。</u> 2 略</p>	<p>(総務課) 第8条 総務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。 (1)～(11) 略 <u>(12) 被疑者取調べの監督に関すること。</u> 2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。